

広島県道路啓開協議会の開催について

1 要旨

大規模災害が発生した際の道路啓開^{*}の実効性向上を目的とした「広島県道路啓開計画」の策定に向けて、令和8年7月27日に第1回広島県道路啓開協議会を開催する。

※道路啓開とは、緊急車両の通行を確保するため、発災直後から道路上に堆積した土砂やがれき等の障害物を除去し、段差の解消等を行うことにより、被災地への救援・救助ルートを切り開く作業をいう。

2 現状・背景

本県においては、南海トラフ地震を対象とした「広島県道路啓開計画」を令和6年7月に策定・公表している。

その後、能登半島地震等を踏まえ、令和7年4月に道路法が改正され、道路啓開計画の策定が法定化された。そのことを受けて、国が令和8年3月27日に「中国地方道路啓開計画」を策定・公表し、今年度は、法定化に伴う各県単位の道路啓開計画の策定が求められている。

3 概要

(1) 実施主体

広島県

(2) 開催日時

令和8年7月27日（月）10:00～11:00（※Web 併用）

(3) 場所

国土交通省中国地方整備局広島国道事務所 5階大会議室（広島市南区東雲二丁目13-28）

(4) 実施内容

ア 議事

- （ア）広島県道路啓開協議会規約について
- （イ）道路啓開計画の概要について
- （ウ）今後の予定について

イ 協議会の構成案

区分	機関名・団体名
会長	広島県土木建築局長
副会長	中国地方整備局広島国道事務所長
	広島市道路交通局長
道路管理者	国、県、市町、西日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、広島高速道路公社、広島県道路公社
関係機関	警察、自衛隊、建設業関係団体、電力・通信・ガス会社 等

ウ その他

- （ア）報道関係者のみ冒頭挨拶（議事開始前）まで傍聴及び撮影を可能とし、以降の議事については、非公開とする。
- （イ）協議会の議事概要は、後日、県ホームページにおいて公開する。

4 今後の予定

適宜協議会を開催し、計画の考え方等を諮りながら、本年度中の「広島県道路啓開計画」策定を目指す。